

令和 8 ・ 9 年度

広島市学校給食用物資納入業者

追加認定申請の手引

新たに学校給食用物資の認定を希望される業者が対象となります。

円滑に申請受付事務を進めるため、あらかじめ申請受付期間よりも前に、電話で日程調整の上、本会にお越しいただきますようお願いいたします。

その際、本会の方から業務の内容や認定申請に必要な手続について説明させていただきます。

※ 既に令和 7 ・ 8 ・ 9 年度の登録がお済みの場合は、改めて申請する必要はございません。

一般財団法人広島市学校給食会

目 次

I 学校給食の概要

- 1 学校給食の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 広島市の学校給食
 - (1) 給食の提供方式・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
 - (2) 提供方式別の喫食見込数・・・・・・・・・・ P1

II 学校給食用物資納入業者の役割・・・・・・・・・・ P2

III 認定の手続

- 1 認定申請の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 2 認定期間・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- 3 認定資格・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- 4 対象物資・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- 5 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- 6 受付期間等・・・・・・・・・・・・・・・・ P7
- 7 認定の諾否の結果通知・・・・・・・・・・ P8

IV 認定後の手続等

- 1 認定後の手続・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
- 2 認定後、入札参加から支払までの流れ・・・・・・・・ P9
- 3 給食用物資の規格・品質・・・・・・・・ P11
- 4 給食用物資の選定・・・・・・・・ P11
- 5 配送・納入の留意事項・・・・・・・・ P12

資料編

- 資料1 給食の提供方式・・・・・・・・ P14
- 資料2 献立班ごとの受配校数等・・・・・・・・ P15
- 資料3 配送先一覧・・・・・・・・ P16

I 学校給食の概要

1 学校給食の役割

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を担っています。

また、学校給食は、献立に地場産物を活用したり地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めるなど生きた教材として活用されています。

2 広島市の学校給食

令和8年度における広島市の学校給食は、小学校、中学校等を合わせて、1日当たり約96,100食を提供する見込みです。

献立作成の方針として、「栄養のバランスのとれた魅力ある給食」、「食に関する指導の教材となる給食」、「十分な衛生管理のもと安全・安心な給食」を掲げ、学校教育活動の一環として実施しています。また、安価で良質な給食食材の調達に努めています。

(1) 給食の提供方式

次の2つの提供方式で給食を実施しており、各方式で献立内容も異なります。

① 自校調理方式

各学校内の給食調理場で直接調理を行う方式

② 給食センター方式〔共同調理方式〕

学校給食センター等で調理したものを、複数の学校に食缶で提供する方式

※ 各提供方式の詳細は、資料1をご覧ください。

(2) 提供方式別の喫食見込数（令和8年4月1日時点）

提供方式	献立班	1日当たりの喫食見込数
自校調理方式	A 1班、A2 班、C 班	56,800
給食センター方式（共同調理方式）	D 班、E 1班、E2 班、G 班	39,300
計		96,100

※ 各献立班の受配校数等見込みは、資料2をご覧ください。

※ 各献立班の学校・施設の所在地等は、資料3をご覧ください。

Ⅱ 給食用物資納入業者の役割

学校給食用物資納入業者（以下「納入業者」という。）は、学校給食の役割及び特性並びに広島市の給食提供体制を理解するとともに、安心安全で良質な学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）を安定的に調達することを通じて、児童生徒の健全育成に努めるという役割があります。

給食用物資の調達・納入に当たっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 食品に関する法律その他関係法令はもとより、本会の「学校給食用物資の調達に関する規程」を守り、納入条件及び納品規格等によって給食用物資を納入すること。
- (2) 本会が指定した物資を、指定された期日及び時刻に、指定された場所に納入することを厳守すること。また、店舗、倉庫、冷蔵庫・冷凍庫、配送車両等の環境衛生及び取扱いに細心の注意を払い、不良品のないように万全を期すこと。
- (3) 納入の際、給食用物資が品質不良又は異物混入等の不良品と認められた場合は、直ちに引き取り、交換等の措置を行うこと。
- (4) 納入の際、給食用物資に数量等の過不足がないように万全を期すこと。また、過不足が生じた場合は、直ちに引き取り又は補充すること。
- (5) 給食用物資を納入する際は、学校長等納入先の指示に従い、常に児童生徒等の安全確保に万全を期すこと。

Ⅲ 認定の手続

1 認定申請の概要

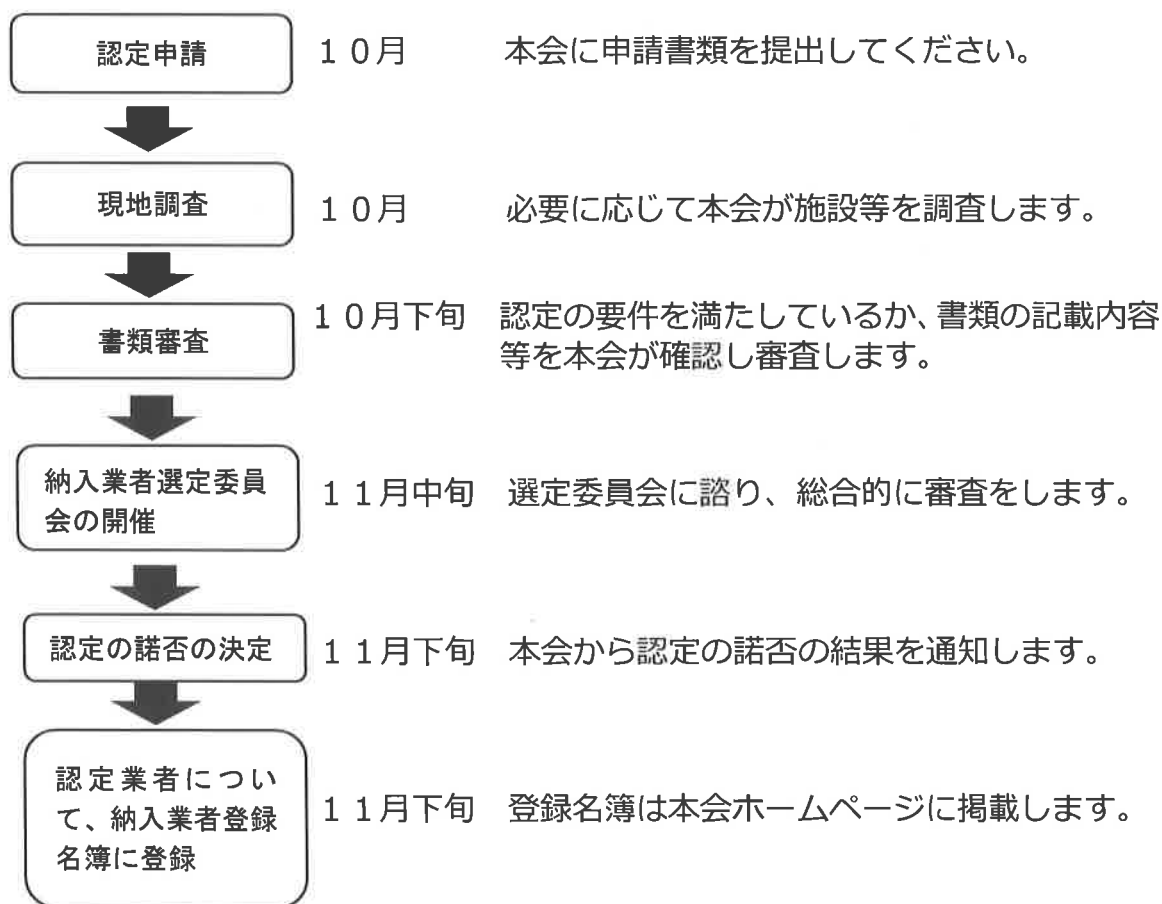
(1) 認定・登録の趣旨

納入業者は、前述したような学校給食の役割及び特性や広島市の学校給食提供数の多さなどを十分理解した上で、広島市の定める品質・規格に適合した給食用物資を安定的に供給することのできる業者でなければなりません。

本会では、このような業者をあらかじめ認定して本会の学校給食用物資納入業者名簿に登録しておき、その登録業者でないと、給食用物資の発注に係る本会の個々の入札に参加することができないこととしています。

なお、本認定は、給食用物資の納入を希望する業者が、広島市立の小学校・中学校、学校給食調理施設及び海田町立中学校（以下「学校等」という。）に納入する資格を事前に得るためのものであり、給食用物資の発注を確約するものではありません。

(2) 認定申請から認定・登録までの流れ



なお、学校等への給食用物資の発注を受けるためには、登録された後、毎月実施する物資選定会において、納入を希望している物資が給食用物資として適当であると判断され、毎月の入札において最低価格業者となり、本会と売買契約を締結する必要があります。

2 認定期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間に使用する給食用物資が対象です。

3 認定資格

納入業者として認定を受けるためには、次に掲げる資格を満たす必要があります。

- (1) 原則として、広島市内に本店、製造工場又は営業所等を有する者
- (2) 生産者、製造業者若しくは卸売業者又はこれに類する者
- (3) 引き続き2年以上の営業経歴があり、社会的信用を有する者。
ただし、引き続き2年以上の営業経歴がある法人又は個人が主体となり設立した組合等で、当該組合等の設立後2年に満たないものについては、2年以上の営業経歴があるものとみなす。
- (4) 工場、営業施設等の管理状況及び食品衛生保持の状態が優秀であり、従業員に対し健康診断及び必要な検便を実施する等、衛生管理に万全を期している者
- (5) 指定した期日及び時刻に指定した量の学校給食用物資を仕入れ又は製造加工する等の調達能力を有する者
- (6) 指定した学校給食用物資を、指定した期日及び時刻に指定した場所に納入できる配送能力を有するとともに、緊急な事態に即応できる態勢が整っている者又はこれと同等の能力を有する運送業の許可を得ている専門の業者に委託することができる者
- (7) 市税を滞納していない者
- (8) 営業に関し関係法令による許認可を必要とする業種にあっては、その許認可を取得している者
- (9) 営業規模に適した瑕疵担保保険に加入する等、十分な保証能力がある者
- (10) 学校給食用物資登録業者の指名除外等に関する規程の規定により登録の取消しを受けた者にあっては、その日から1年を経過した者
- (11) 調理済み流通食品類を扱う者にあっては、「学校給食用食品の規格・品質」（令和6年7月改正広島市教育委員会）に定める製造工場の基準を満たす者又はこの基準を満たす者が製造した製品を販売する者

4 対象物資

本申請の対象となる給食用物資（申請品目）は、主食用物資（米飯・パン）及び牛乳を除く一般物資（副食用食材）です。

※ 主食用物資は、公益財団法人広島県学校給食会、牛乳は広島県知事が指定する業者から供給を受けます。

5 提出書類

本会において認定資格等を確認する必要があるため、次の書類を提出してください。提出書類については、本会のホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス <http://www.hgk.city.hiroshima.jp/>

※ ダウンロードが困難な方は、事前に連絡いただければ、本会事務局にて配付

します。

書類名	記入要領
申請書	1 申請者は、法人の場合は本店代表者名、個人営業者の場合は経営者名を記入し、実印を押印してください。 2 申請品目 別紙「申請品目一覧表」に記入してください。 3 連絡先 申請書受理後、書類の不備等があった場合は連絡しますので、申請書の内容がわかる方の氏名などをご記入ください。
営業経歴概況調査書	1 法人の設立年月 商業登記簿謄本を確認して記入してください。 2 個人事業主の開業年月 事業を開始された年月を記入してください。 3 資本金[法人のみ] 商業登記簿謄本を確認して記入してください。 ※ 以下の項目は給食用物資に関する項目です。令和7年9月1日現在で記入してください。 4 申請品目に係る営業許可の取得状況 【認定申請をする期間において、申請品目が食品衛生法に基づく許可を要する事業者のみ】 申請品目のうち、営業許可を取得している業種を記入してください。 ※ 令和3年5月末まで許可が必要であったが、食品衛生法の改正によって許可が不要となり届出となった業種は記入しないでください。 5 給食用物資の主な納入先 市町名を記入してください。 6 給食用物資に関わる従業員数 従業員数（アルバイト及びパートは除く。）を記入してください。 委託配送会社の従業員は含みません。 7 給食用物資に関わる施設概要 本会と直接取引しようとする本店、支店又は営業所等の範囲内で記入してください。 8 給食用物資の配送 自社配送車両及び委託配送車両について記入してください。 配送車両とは、本会の学校給食用物資を配送する車両です。ただし、乗用車は除きます。 ※ 配送車両は、衛生管理上、食品の衛生的保持が可能な専用車両としてください。

	※ 配送を委託する場合は、提出書類の「配送業務委託届書」を提出してください。
商業登記簿謄本 （正本）【法人のみ】	令和7年7月1日以降に発行されたものを提出してください。
身分証明書（正本）【個人事業主のみ】	令和7年7月1日以降に本籍地の市（区）町長が発行したものを提出してください。広島市の様式は、市ホームページからダウンロードできます。 広島市トップページ> 暮らし・手続き> 住民票・戸籍・マイナンバー・住居表示> 戸籍関係証明書（戸籍謄本や身分証明書など）、住民票の写し、印鑑登録証明書などの各種証明> 関連情報> 戸籍関係証明・住民票などの申請等様式 ダウンロードが困難な方は、事前に連絡いただければ、本会事務局にて配付します。
申請品目一覧表	品目又は代表的な食品例の中で、食品が限定される場合は具体的な食品名の欄に、食品名を記入してください。
営業許可証（写） 【食品衛生法に基づく許可を要する事業者のみ】	営業に関し、法令上、監督官庁の許可がないと取扱いができない業種（食品衛生法に基づく営業許可の対象となっている業種）で、申請品目に係る全てのものについて、所轄保健所長の交付する営業許可証（写）を提出してください。
食品衛生監視票（写）又は所轄保健所長の証明書（正本） 【食品衛生法に基づく許可及び届出を要する事業者のみ】	所管の保健所（食品指導課）に電話で交付を申請してください。申請者が多い場合は、現地調査の日程調整及び監視票の作成期間に時間を要する場合がありますので、早めに保健所へ申請してください。保健所の公印は不要です。 申請日を基準に1年以内に交付のものを提出してください。
過去2年間の決算書（写）又は営業報告書（写）	法人の場合は、直前2か年の決算書（写）又は営業報告書（写）を添付してください。 個人の場合は、直前2か年の所得税青色申告決算書（写）を添付してください。 なお、組合等の設立後2年に満たない者は、当該組合等を構成する法人又は個人の過去2年間の決算書（写）又は営業報告書（写）を添付してください。
市税の納税証明書（正本）	市に納付すべき全ての税を滞納していない旨の証明書とし、令和7年7月1日以降に発行されたもの（正本）を提出してください。 なお、納税証明請求書の様式は、市税事務所等の所定の様式を使用してください。広島市の様式は、市ホームページからダウンロードできます。 広島市トップページ> 暮らし・手続き> 税金> 市税の証明> 広島市税関係請求書・届出書様式（利用方法等）

	ダウンロードが困難な方は、事前に連絡いただければ、本会事務局にて配付します。
委任状	1 代表者が、支店長、営業所長等に権限の全部を委任する場合のみ提出してください（代表者本人が、代表者本人の氏名・実印以外の印鑑で契約等を行う場合は、使用印鑑届のみを提出してください。）。 2 委任者が法人の場合は本店代表者の職・氏名、個人営業者の場合は経営者名を記載し、実印を押印してください。
使用印鑑届	本店の代表者が、本会との取引に実印以外の印鑑を使用する場合は提出してください。 届出者は、法人の場合は本店代表者名、個人営業者の場合は経営者名とし、実印を押印してください。本会との取引に使用する印鑑（使用印鑑）は、実印の必要はありません。
印鑑証明書（正本）	法人の場合は法務局登記官が発行するもの、個人の場合は市（区）町長が発行するもの。 令和7年7月1日以降に発行したもの（正本）を提出してください。
生産物賠償責任保険（PL保険）証書（写）	PL保険に加入している場合は、保険加入証書（写）を提出してください。
配送業務委託届書、運送業の許可書又は運送事業経営届出書（写）	専門の業者に配送業務を委託する場合は提出してください。 なお、配送業務の再委託はできません。
従業員の衛生管理に関する申出書	令和6年度の定期健康診断及び検便等の実施回数を記入してください。
誓約書	申請者が法人の場合は本店代表者名、個人営業者の場合は経営者名で申請し、実印を押印してください。

6 受付期間等

郵送による申請書の受付はしていませんので、認定申請をされる業者は、必ずご持参ください。なお、申請書を持参する方は、申請内容のわかる方がご来会ください。

※ 提出書類に不備があった場合、受付できないこともありますので、修正等がある場合を考慮し、できるだけ早めにご提出ください。

(1) 受付期間

令和7年10月2日（木）から同年10月15日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付時間

午後1時から午後4時まで

(3) 受付場所（問い合わせ先）

〒730-0042 広島市中区国泰寺町一丁目3番29号
一般財団法人広島市学校給食会事務局
電 話 082-240-2205
FAX 082-240-2208

(4) 問い合わせ時間

午前8時30分から午後5時まで

(土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く。)

7 認定の諾否の結果通知

令和7年11月下旬に通知します。

IV 認定後の手続等

1 認定後の手続

(1) 代金振込口座の登録

給食用物資の納入後の代金の支払については、適正な請求書を受理後、業者が指定した口座へ振り込みますので、認定後、振込口座登録申請書を提出してください。

振込口座登録申請書及び請求書の様式は、結果通知書に同封しますので、本会が指定する期日までに提出してください。

(2) 認定申請記載事項の変更等

認定書の交付を受けた後に、認定申請書の記載事項に変更等が生じた場合又は振込口座を変更した場合は、事前に本会へ電話等でご連絡ください。

(3) 認定の取消し

認定書の交付を受けた後に、廃業する場合や認定を受けた業種を廃止する場合又は本会の認定資格を満たさなくなる場合は、事前に本会へ電話等でご連絡ください。

また、登録期間中に納入業者として不正又は不誠実な行為等を行った場合は認定を取り消す場合があります。

2 認定後、入札参加から支払までの流れ

毎月、本会において、広島市（教育委員会）が作成する決定献立に基づき、物資選定会を開催し、その献立に使用する給食用物資を審査します。審査の結果、適格となった給食用物資の業者には入札指名通知書を送付し、入札により落札した給食用物資について契約を締結します。

(1) 決定献立配付（給食実施月の3か月前）

広島市（教育委員会）から本会に送付される決定献立を、本会からメール等で関係登録業者に配付します。

(2) 物資選定会における見本提出の依頼（給食実施月の3か月前）

物資選定会において審査が必要な給食用物資について、関係登録業者に見本提出を依頼します。

(3) 物資選定会（給食実施月2か月前の10日頃）

見本提出があった給食用物資について味、形状、食品添加物使用の有無等の審査を物資選定会で行います。物資選定会終了後、審査結果を速やかに見本提出業者に送付します。物資選定会で適格とされた給食用物資を提出した登録業者が入札（見積合わせ）に参加することができます。

(4) 入札（見積合わせ）通知書の送付（入札開催日のおおよそ1週間前）

物資選定会の結果等により、入札（見積合わせ）品目を添付した競争入札（見積合わせ）指名通知書を送付します。

(5) 入札（見積合わせ）【納入業者の選定】（給食実施月の前月 1 日頃）

入札（見積合わせ）は、原則同一日に「一般物資の部」と「食肉製品・鶏肉・畜肉の部」に分けて品目ごとに行い、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者（納入業者）とします。献立によっては、全ての献立班が使用する品目は量が多くなり、一部の献立班が使用する品目は量が少なくなる場合があります。

入札額（見積額）が予定価格に達しない等、入札（見積合わせ）が不調に終わった場合、再度の入札（見積合わせ）を行う場合があります。

(6) 契約締結

落札業者と売買契約を締結します。

(7) 発注（給食実施月の前月 20 日頃）

給食実施月の前月に学校等から提出される学校給食人員報告書に基づき、給食用物資の数量、使用日、受配校等を記載した注文書（紙媒体）を契約締結業者に送付します。

なお、通常の数値変更にあつては使用日の 5 日前（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）まで、天候の急変やインフルエンザ様疾患等の非常変災時による臨時休校（学級閉鎖）による数値変更にあつては使用日の 3 日前（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の正午までが、学校等からの人員変更報告書の提出期限となっています。

数値変更があつた場合は、本会から数値変更票を F A X で送付しますので、数値変更の対応をしていただくことになります。

(8) 配送・納入

配送・納入に当たっては、「発注書どおりの正確かつ確実な納入」、「安全で衛生的な納入」を徹底し、発注書と契約書の内容（規格・品質、数量、納入日時、納入形態等）を厳守しなければなりません。納入の際は、給食用物資といっしょに納品書を必ず学校等に渡す必要があります。

(9) 請求・支払

納入業者から適正な支払請求書（支出伝票）を受理後に、指定された金融機関に振り込みます。

本会では、通常、毎月 15 日締めの月末払いと月末締めの翌月 15 日払いとしています。

3 給食用物資の規格・品質

(1) 共通の規格・品質

- ① 原材料に、落花生、そば、キウイフルーツ及び原材料に卵を使用したマヨネーズは含まないもの。ただし、自校調理方式及び給食センター方式の献立で使用する物資については、これらに加え、えび、かには含まないもの
- ② 遺伝子組み換え作物を使用していないもの
- ③ 不必要な食品添加物は使用していないもの。ただし、以下の場合には使用を認める。
 - ・ 加工助剤の場合
 - ・ 天然由来の既存添加物を使用した場合
 - ・ 使用していない食品の入手が困難な場合
- ④ 異味、異臭、異物が無いもの
- ⑤ 原則、使用日に賞味（消費）期限内であるもの。ただし、規格・品質の個別事項に定める場合は、指定された期限のもの
- ⑥ 適切に温度管理され、保存されているもの
- ⑦ 食品を衛生的に保管でき、破損がなく、表面が清潔に保たれる容器包装のもの
- ⑧ 一食用包装は、切れ目を入れるなど、児童生徒が容易に取り扱うことができる構造のもの。食品表示法その他の関係法令に基づき、適正な表示がされたもの。また、小分け品については、賞味（消費）期限、原産地も記載されたもの

(2) 個別の規格・品質

別冊「学校給食用食品の規格・品質」をご覧ください。

4 給食用物資の選定

本市における給食用物資の選定に当たっては、次の事項全てに該当することが必要です。ただし、調達が不可能な場合は、この限りではありません。

- (1) 食品衛生法等に定めるもののほか、「学校給食用食品の規格・品質」及び「学校給食用食品の規格・品質（運用資料）」の共通の規格・品質及び個別の規格・品質に適合するものであること。
- (2) 食に関する知識の教材として、食材本来の形態、風味を有したものであること。
- (3) 地域の食文化継承の教材として、地場産物を優先的に取り入れること。
- (4) フードマイレージの観点から、県内産、近隣県産、国内産、国内加工品の順位で優先する。
- (5) 不必要な食品添加物が使用されていないものであること。ただし、天然由来の既存添加物であって、加工助剤や調味料等の製造をするのに必要なものや添加していない食品の入手が困難なものは使用を認める。
- (6) J A S 法に品質規格の定めがある者は、適合品又は同等品を優先する。
- (7) その他広島市教育委員会が必要とする事項を満たすものであること。

5 配送・納入の留意事項

次の事項を遵守して、配送・納入をしていただくことになります。

(1) 衛生管理・温度管理

- ① 各物資の特性に適した温度で配送・納入する必要があります。
特に、冷凍食品は、冷凍状態（-15℃以下）での配送・納入が厳守です。
- ② 肉類等、汚染の可能性のある物資とその他の物資を混載する場合は、箱を分ける等の区分をしなければなりません。また、荷物が転倒しないように積載する必要があります。
- ③ 肉類等、冷蔵庫内の位置が指定されている物資は、必ず所定の位置に納入しなければなりません。
- ④ 生食する青果物とその他の青果物は区分しなければなりません。
(例) 生で食べるさくらんぼやミニトマトの端数は、ビニール袋に入れた上で別のダンボール箱等に入れるなど

(2) 納入日時について

納入日時		内 容
前日納入	13:00～ 16:30	1 前日納入物資 (1) 冷蔵庫納入が指定されている食肉製品・鶏肉・畜肉 (2) 青果物 (3) 注文書の配送区分欄に「前日」と記載してある1食用の個付け物資（ジャム、ソース等） ※ 学校が事前にクラス別に数量配分する必要があるため、前日が休日の場合は休日前の開校日に納入する必要があります。 (例： 月曜使用の場合は、土日には納入せず金曜日に納入する。) ※ (3)については、前日までの納入も可能です。 2 留意事項 ・ 当日使用の物資との混同防止や冷蔵庫内の清掃・消毒等のため、午前中は納入不可です。 ・ 下校時間帯は、校内及び周辺の道路状況を確認しながら慎重に走行しなければなりません。 ・ やむを得ず午後4時30分以降の納入となる場合でも、午後10時以降は納入不可です。

当日納入 (早朝)	5:00～ 7:30	1 当日納入物資（早朝） 前日納入の該当物資以外の物資 ※ 常温保存品は、前日までの納入も可能です。 ※ 冷蔵、冷凍品は、冷凍冷蔵庫の容量面で問題がない場合、前日納入も可能です。 2 留意事項 ・ 騒音等、学校の近隣住民に迷惑をかけないようにすること。 ・ 早朝は、午前5時よりも前に学校の門を開けないこと。
当日納入 (午前)	8:30～ 11:00	1 当日納入物資（午前） 学校直送物資 2 留意事項 ・ 直接学校に納入するもので、当日の朝8時30分以降に納入しなければなりません。 ・ 配送コース等の事情により、やむを得ず朝8時30分よりも前に納入が必要な場合は、事前に学校と協議し、了承を得る必要があります。

※ 給食センター（D班、E1班、E2班）及び調理委託施設（G班）については、納入業者に直接連絡が入り、納入日が変更となる場合があります。

※ 調理委託施設は、前日が休日の場合、可能な限り前日の午前中に納入していただくようお願いしています。

(3) 納入時の安全対策等について

- ① 物資の納入に当たっては、交通事故に注意するとともに校内は最徐行して児童生徒の安全に配慮する必要があります。
- ② 早朝や遅い時間帯の納入は、エンジン及びラジオを止める、校門や配送車の扉をゆっくり静かに開閉する等、近隣住民への騒音の配慮をする必要があります。

(4) 似島所在の市立学校への納入について

- ① 似島所在の市立学校（似島小学校、似島中学校、似島学園小学校及び似島学園中学校）については、当日使用する物資の納入業者が、午前5時30分までに指定する場所に搬入し、本会が指定する配送委託業者が物資を取りまとめ、午前6時半の宇品港発便のフェリーを使って各学校に配送します。
- ② ①の搬入漏れなどがあったときは、フェリーを使用して納入業者の車で学校まで直接納入してもらうようお願いすることがあります（フェリーは、午前9時半の宇品港発便しか学園桟橋に到着しません。）。

【資料 1】給食の提供方式（令和 8 年 4 月 1 日時点）

提供方式 (現在の献立班)	概 要	備 考
①自校調理方式 (A 1 班・A2 班)	学校内の給食調理場で調理したものを、当該校の児童生徒に提供する方式 ※ 親校の給食調理場で調理したものを、当該校（親校）の児童生徒に提供するとともに、近隣の学校（子校）には食缶で提供するという「親子方式」を含む。	- 地域別に A 1 班、A2 班、C 班の 3 つに分かれています。A 1 班、A2 班と C 班は別日に献立を組み替えての実施になるため、物資の使用日が異なります。 「親子方式」を実施している親子給食実施校については、副食用食材は調理場のある親校に納品しますが、学校直送指定物資については親校及び子校それぞれに納品します。
②給食センター方式〔共同調理方式〕 (D 班・E 1 班・E 2 班、G 班)	学校給食センターで調理したものを、複数の学校に食缶で提供する方式	- 五日市地区学校給食センター（D 班）、北部地区学校給食センター（E 班）、調理委託施設（G 班）に分かれています。 - また、週に 1 度のパン提供の日は、D 班が水曜日、E 班が木曜日となっています。 - 副食用食材（学校直送指定物資を含む。）については、給食センターに物資を納品します。

※ 令和 8 年度の給食実施可能日は、198 日です。

【資料2】献立班ごとの受配校数等見込み（令和8年4月1日時点）

区 分	献立班	地区・施設	小学校		中学校		備 考
			受配校	喫食見込数	受配校	喫食見込数	
自校調理方式 （親子方式を含む）	A1	東区・南区・安芸区	40	17,830	10	2,380	
	A2	中区・西区	32	15,580	2	400	
	C	安佐南区・安佐北区・佐伯区	30	16,860	6	4,080	
給食センター方式 （共同調理方式）	D	五日市地区学校給食センター	17	7,720	12	5,530	五日市地区学校給食センター：民設民営（広島アグリフードサービス株式会社）
	E1	北部地区学校給食センター	15	3,650	7	2,330	北部地区学校給食センター：公設民営（株式会社東洋食品）
	E2		7	2,800	7	3,140	
	G	広島市学校給食事業協同組合4社	—	—	23	13,790	民間事業者の調理施設
小 計			141	64,440	67	31,650	
合 計			小・中受配校 208校+学校給食センター、委託業者			喫食見込数 96,090	

※ A1班の小学校には特別支援学校の小学部を、中学校には同学校の中学部・高等部をそれぞれ1校として計上しています。

※ E1班の中学校には中等教育学校前期課程、D班の中学校には海田町立海田中学校及び海田西中学校を含みます。

※ 広島市学校給食事業協同組合4社は、ひろし本店、東洋観光(株)、(株)千鳥及び(株)加茂川です。

【資料3】 学校及び調理施設 所在地一覧

献立班	施設名	所在地		
A1	福木小学校	広島市東区	馬木九丁目1番2号	
	上温品小学校		上温品三丁目4番1号	
	温品小学校		温品七丁目8番8号	
	戸坂小学校		戸坂出江二丁目1番1号	
	戸坂城山小学校		戸坂城山町1番2号	
	東浄小学校		中山新町二丁目8番1号	
	中山小学校		中山東一丁目2番1号	
	牛田新町小学校		牛田新町一丁目15番1号	
	早稲田小学校		牛田早稲田四丁目9番1号	
	牛田小学校		牛田旭一丁目14番45号	
	尾長小学校		山根町21番10号	
	矢賀小学校		矢賀二丁目10番67号	
	温品中学校		温品八丁目5番1号	
	福木中学校		馬木九丁目1番5号	
	早稲田中学校		牛田早稲田四丁目15番1号	
	荒神町小学校		広島市南区	西蟹屋三丁目7番27号
	大州小学校			大州五丁目10番12号
	青崎小学校	青崎一丁目15番51号		
	段原小学校	の場町二丁目4番19号		
	比治山小学校	上東雲町28番28号		
	皆実小学校	皆実町一丁目15番32号		
	翠町小学校	翠四丁目10番1号		
	大河小学校	旭一丁目8番1号		
	黄金山小学校	北大河町35番1号		
	仁保小学校	仁保新町二丁目8番30号		
	楠那小学校	楠那町5番7号		
	宇品東小学校	宇品東七丁目11番8号		
	宇品小学校	宇品御幸四丁目5番11号		
	元宇品小学校	元宇品町7番10号		
	似島小学校	似島町大黃2410		
	似島学園小学校	似島町長谷1487		
	向洋新町小学校	向洋新町一丁目6番2号		
	楠那中学校	楠那町4番1号		
	似島中学校	似島町南風泊2250		
似島学園中学校	似島町長谷1487			
広島特別支援学校 (小学部・中学部・高等部)	出島四丁目1番1号			

	瀬野小学校	広島市安芸区	瀬野一丁目35番32号
	中野東小学校		中野五丁目11番1号
	中野小学校		中野四丁目21番1号
	畑賀小学校		畑賀三丁目28番16号
	阿戸小学校		阿戸町2862-1
	船越小学校		船越五丁目22番11号
	矢野西小学校		矢野西四丁目5番1号
	矢野小学校		矢野西六丁目11番1号
	矢野南小学校		矢野南四丁目17番1号
	みどり坂小学校		瀬野西一丁目38番1号
	瀬野川中学校		中野四丁目24番1号
	阿戸中学校		阿戸町2847
	船越中学校		船越六丁目44番1号
A2	白島小学校	広島市中区	西白島町26番3号
	基町小学校		基町20番2号
	幟町小学校		幟町3番10号
	袋町小学校		袋町6番36号
	竹屋小学校		鶴見町8番49号
	千田小学校		東千田町二丁目1番34号
	中島小学校		加古町10番8号
	吉島東小学校		吉島東三丁目2番7号
	吉島小学校		吉島西三丁目4番60号
	広瀬小学校		広瀬町2番8号
	本川小学校		本川町一丁目5番39号
	神崎小学校		舟入中町1番36号
	舟入小学校		舟入南二丁目9番48号
	江波小学校		江波南二丁目2番53号
	大芝小学校	広島市西区	大芝一丁目25番18号
	三篠小学校		三篠町一丁目9番25号
	天満小学校		天満町1番27号
	観音小学校		観音本町二丁目1番26号
	南観音小学校		南観音六丁目5番45号
	己斐小学校		己斐上二丁目1番1号
	己斐東小学校		己斐中三丁目127
	山田小学校		山田新町二丁目21番1号
	古田小学校		古江西町18番43号
	庚午小学校		庚午中一丁目15番1号
	草津小学校		草津東二丁目12番1号
	鈴が峰小学校		鈴が峰町36番2号

	井口小学校	広島市西区	井口二丁目13番1号
	井口明神小学校		井口明神一丁目13番1号
	己斐上小学校		己斐上六丁目455
	井口台小学校		井口台三丁目5番1号
	高須小学校		高須四丁目16番1号
	古田台小学校		古田台一丁目5番1号
	己斐上中学校		己斐上六丁目452番4号
	井口台中学校		井口台四丁目2番1号
C	緑井小学校	広島市安佐南区	緑井四丁目31番1号
	中筋小学校		中筋二丁目15番5号
	古市小学校		古市二丁目21番1号
	大町小学校		大町西二丁目24番1号
	毘沙門台小学校		毘沙門台三丁目1番1号
	安東小学校		安東一丁目28番1号
	上安小学校		上安五丁目21番52号
	安小学校		上安二丁目7番56号
	安北小学校		高取北二丁目30番1号
	安西小学校		高取南二丁目18番1号
	祇園小学校		祇園三丁目1番27号
	山本小学校		山本三丁目13番1号
	長束小学校		長束四丁目15番1号
	原小学校		西原六丁目29番6号
	原南小学校		西原二丁目19番23号
	戸山小学校		沼田町大字阿戸3722
	伴小学校		伴中央一丁目7番2号
	梅林小学校		八木三丁目3番9号
	伴東小学校		伴東七丁目11番1号
	長束西小学校		長束西一丁目26番1号
	大塚小学校		大塚西六丁目1番1号
	伴南小学校		伴南一丁目29番1号
	東野小学校		東野一丁目7番1号
	春日野小学校		山本新町二丁目18番1号
	城南中学校		川内六丁目8番1号
	祇園中学校		祇園五丁目39番1号
	祇園東中学校		西原七丁目16番1号
	戸山中学校		沼田町大字阿戸3725
	伴中学校		伴中央一丁目7番1号
	長束中学校		長束西一丁目26番2号

	落合小学校	広島市安佐北区	落合南二丁目13番1号	※
	口田東小学校		口田二丁目1番1号	
	口田小学校		口田南二丁目7番2号	
	久地南小学校		安佐町大字くすの木台55-1	
	倉掛小学校		倉掛一丁目13番1号	
	石内北小学校	広島市佐伯区	石内北三丁目23番1号	
D	大塚中学校	広島市安佐南区	大塚西六丁目3番1号	
	石内小学校	広島市佐伯区	五日市町大字石内3276	
	河内小学校		五日市町大字上河内371	
	八幡小学校		八幡二丁目2番1号	
	八幡東小学校		八幡東四丁目27番1号	
	五日市観音西小学校		坪井三丁目877	
	五日市観音小学校		三宅四丁目10番1号	
	五月が丘小学校		五月が丘二丁目22-1	
	美鈴が丘小学校		美鈴が丘西一丁目8番1号	
	五日市中央小学校		五日市中央三丁目12番1号	
	五日市小学校		五日市三丁目1番1号	
	五日市東小学校		皆賀二丁目3番1号	
	五日市南小学校		海老園三丁目18番1号	
	楽々園小学校		楽々園六丁目8番1号	
	藤の木小学校		藤の木二丁目2番1号	
	彩が丘小学校		河内南二丁目10番1号	
	湯来東小学校		湯来町大字麦谷1803-1	
	湯来南小学校		湯来町大字白砂3555-1	
	三和中学校		利松三丁目10番1号	
	五日市観音中学校		坪井三丁目88番	
	五月が丘中学校		五月が丘二丁目23番1号	
	美鈴が丘中学校		美鈴が丘南一丁目12番1号	
	五日市中学校		五日市中央六丁目4番1号	
	五日市南中学校		海老園四丁目2番21号	
	城山中学校		城山二丁目17番1号	
	湯来中学校		湯来町大字和田112	
	砂谷中学校		湯来町大字伏谷5-1	
	海田中学校	広島県	幸町10番1号	
	海田西中学校	安芸郡海田町	南つくも町2番2号	
	五日市地区学校給食センター (広島アグリフードサービス株式会社)	広島市佐伯区	石内東二丁目18番1号	

※落合小学校は令和8年4月よりE班の北部地区学校給食センター(仮称)の受配校に変更予定

E1	井原小学校	広島市安佐北区	白木町大字井原825
	志屋小学校		白木町大字志路3890-1
	高南小学校		白木町大字秋山1188
	三田小学校		白木町大字三田2649
	大林小学校		大林四丁目14番1号
	三入小学校		三入三丁目12番1号
	可部南小学校		可部南二丁目11番1号
	鈴張小学校		安佐町大字鈴張1896
	飯室小学校		安佐町大字飯室1544
	筒瀬小学校		安佐町筒瀬1598
	日浦小学校		あさひが丘七丁目12番1号
	三入東小学校		三入東一丁目3番1号
	可部小学校		可部四丁目9番1号
	亀山小学校		亀山五丁目11番1号
	亀山南小学校		亀山南三丁目28番2号
	可部中学校		可部七丁目2番1号
	亀山中学校		亀山南三丁目28番1号
	清和中学校		安佐町大字飯室3737
	白木中学校		白木町大字市川1428
	日浦中学校		あさひが丘七丁目20番1号
	三入中学校		三入東一丁目7番1号
	広島中等教育学校		三入東一丁目14番1号
	北部地区学校給食センター（仮称） （株式会社東洋食品）		可部南二丁目1番1号
E2	八木小学校	広島市安佐南区	八木九丁目17番1号
	川内小学校		川内五丁目40番1号
	安佐中学校		大町東四丁目1番6号
	安佐南中学校		大町西二丁目35番1号
	城山北中学校		八木五丁目34番1号
	狩小川小学校	広島市安佐北区	上深川町1345
	深川小学校		深川五丁目12番1号
	亀崎小学校		亀崎四丁目2番1号
	真亀小学校		真亀五丁目28番1号
	落合東小学校		落合四丁目13番1号
	高陽中学校		深川六丁目22番6号
	落合中学校		真亀二丁目1番1号
	亀崎中学校		亀崎四丁目1番1号
	口田中学校		口田南九丁目13番1号

G	幟町中学校	広島市中区	上幟町6番29号
	吉島中学校		吉島東三丁目1番1号
	国泰寺中学校		国泰寺町一丁目1番41号
	江波中学校		江波西一丁目1番13号
	戸坂中学校	広島市東区	戸坂新町三丁目1番1号
	牛田中学校		牛田新町一丁目14番1号
	二葉中学校		光町二丁目15番8号
	大州中学校	広島市南区	大州五丁目10番4号
	段原中学校		霞一丁目3番30号
	翠町中学校		翠四丁目15番1号
	仁保中学校		仁保一丁目56番1号
	宇品中学校		宇品東五丁目1番51号
	中広中学校	広島市西区	中広町三丁目1番41号
	観音中学校		南観音三丁目4番6号
	己斐中学校		己斐上三丁目35番1号
	庚午中学校		庚午中四丁目12番48号
	井口中学校		井口明神二丁目12番1号
	古田中学校		古江西町27番1号
	安西中学校	広島市安佐南区	高取南三丁目27番1号
	高取北中学校		高取北三丁目19番1号
	東原中学校		東原三丁目8番1号
	矢野中学校	広島市安芸区	矢野東二丁目16番1号
	瀬野川東中学校		中野七丁目29番1号
	株式会社ひろし本店	広島市南区	東雲一丁目5番20号
	株式会社加茂川	広島市西区	井口五丁目17番8号
	株式会社千鳥		商工センター七丁目3番8号
	東洋観光株式会社		福島二丁目33番25号

